

目 次

第1編 健康保険法（一般被保険者関係）

① 事業所の適用等

- Q 1 「協会けんぽ」とは？ 2
- Q 2 厚生年金保険には加入せず、健康保険のみの加入は可能か？ 3
- Q 3 本社と支社を一括適用とすることができるか？ 4
- Q 4 個人弁護士法律事務所は健康保険に加入できないのか？ 6
- Q 5 外国人が事業主でも健康保険は適用されるか？ 6
- Q 6 70歳以上の社長のみの会社でも、社会保険の適用事業所か？
7
- Q 7 事業所廃止時の手続は？ 8
- Q 8 特定適用事業所に該当しなくなった場合はどうなるのか？ 10
- Q 9 従業員数100以下の事業所でも、特定適用事業所になれるのか？
11

② 被保険者の資格取得と喪失

- Q 10 代表取締役は被保険者になれるか？ 13
- Q 11 自宅待機、一時帰休等の場合の被保険者資格は？ 14
- Q 12 2つの会社に勤務した場合、標準報酬等健康保険はどうなるのか？ 14
- Q 13 パートタイマーも加入できるか？ 16
- Q 14 小さな会社のパートタイマー（週20時間の勤務者）も加入できるか？ 17
- Q 15 外国人も加入できるか？ 18

2 目 次

- Q 16 個人で任意加入できる制度はあるのか？ 19
- Q 17 任意適用事業所でなくすることはできるか？ 21
- Q 18 試用期間中は被保険者にしなくてもよいか？ 22
- Q 19 採用日と出勤日が異なる場合、資格取得年月日はいつになるのか？ 22
- Q 20 採用したのに年金事務所への届出を忘れた時は？ 23
- Q 21 4月1日付転勤の場合の資格得喪日はいつか？ 23
- Q 22 関連会社へ出向した場合の被保険者資格はどうなるか？ 24
- Q 23 定年到達後、嘱託として雇用された者の被保険者資格の喪失・取得の手続はしなければならないのか？ 25

③ 報酬および標準報酬月額

- Q 24 テレワークにおける交通費は報酬なのか？ 27
- Q 25 年度の途中から、賞与を年間4回支給する場合は、いつから報酬に含めるのか？ 28
- Q 26 病気療養中の者への見舞金は報酬か？ 29
- Q 27 傷病手当金支給の際、通勤手当の取扱いは？ 29
- Q 28 病気療養中で無給の者の標準報酬月額はどのように決定されるのか？ 30
- Q 29 定時決定等の際、有給休暇取得日数は、支払基礎日数に含めるのか？ 31
- Q 30 算定基礎届に関する支払基礎日数について、夜勤労働者等で日をまたぐ勤務の場合の支払基礎日数の数え方 31
- Q 31 定時決定の際、4・5・6月の平均報酬額ではなく、年間平均報酬額で算定する方法はないのか？ 32
- Q 32 借り上げ社宅の家賃は、標準報酬月額に算入すべき報酬か？ 33
- Q 33 特定適用事業所の短時間労働者の算定基礎届はどのように行うのか？ 35

- Q 34 随時改定の際、年間平均の額で報酬月額を改定することはできないのか？ 36
- Q 35 二以上事業所勤務者の随時改定は、どのように行えばよいのか？ 38
- Q 36 産前産後休業終了後に職場復帰したが、給与が下がってしまった場合、今までと同じ保険料額を支払わなければならないのか？ 39
- Q 37 育児・介護休業法に基づく育児休業を終了した際の標準報酬月額はどのように改定されるのか？ 40
- Q 38 年2回、1回300万円支給の賞与の場合、標準賞与額はいくらになるのか？ 42

4 被扶養者

- Q 39 配偶者に内職収入がある場合、被扶養者になれるか？ 43
- Q 40 年収が106万円以上ある場合は被扶養者にならないのか？ 44
- Q 41 政府施策「年収の壁」により、被扶養者認定の所得基準（年収130万円未満）は変更されたのか？ 45
- Q 42 妻が勤めを辞めた時、被扶養者の届出は？ 46
- Q 43 三男が両親を被扶養者にすることは可能か？ 47
- Q 44 夫婦共働きの場合、子どもは誰の被扶養者にするのか？ 48
- Q 45 妻の両親を被扶養者にすることはできるか？ 49
- Q 46 外国に住んでいる外国人の妻を被扶養者にすることはできるか？ 49

5 業務上・業務外

- Q 47 業務上・業務外の判断基準はあるのか？ 51
- Q 48 請負仕事中にケガをした場合は、給付を受けられるのか？ 52

- Q 49 被保険者 5 人未満の会社の役員が業務上ケガをした場合の取扱いはいは？ 53

6 療養の給付

- Q 50 健康診断は給付の対象か？ 54
Q 51 一部負担金と自己負担額の割合は？ 55

7 療 養 費

- Q 52 自費診療を受けた場合、後日治療費が返還されることがあるのか？ 56
Q 53 資格取得届の提出忘れをした場合は自己負担か？ 57
Q 54 高額療養費はどのように支給されるのか？ 58
Q 55 柔道整復師による施術は保険給付対象か？ 60
Q 56 海外旅行中に病気やケガで治療を受けた場合は、保険の対象にならないのか？ 61

8 傷病手当金

- Q 57 傷病が重複した場合、傷病手当金の支給は 2 倍になるのか？ 63
Q 58 傷病手当金はいくらもらえるのか？ 64
Q 59 同一疾病の場合、傷病手当金の支給期間は？ 65
Q 60 傷病手当金受給中に家事手伝いをしたら傷病手当金は打ち切られるか？ 66
Q 61 傷病手当金と出産手当金を同時に受けられるか？ 67
Q 62 傷病手当金は支給額と給与額との差額を事業主が支払うとどうなるのか？ 67

- Q 63 傷病手当金受給者が障害厚生年金を受けられるようになるとうなるか？ 68
- Q 64 傷病手当金の支給期間はいつからいつまでか？ 69
- Q 65 待期期間の計算は、いつが起算日か？ 70
- Q 66 有給休暇は待期期間に含まれるか？ 70
- Q 67 傷病手当金を受給していた者が配置転換により従前の業務より軽い業務に就いた場合、以前同様に支給されるか？ 71
- Q 68 休業補償給付受給中の者が同時に傷病手当金も受けられるか？ 72
- Q 69 傷病手当金と雇用保険の基本手当とを同時に受けられるか？ 73
- Q 70 労務可能時の昇給差額が支給された場合、傷病手当金から控除されるのか？ 74
- Q 71 傷病手当金の消滅時効はいつか？ 74

9 死亡に関する給付

- Q 72 自殺の場合、埋葬料（費）は支給されるか？ 76
- Q 73 犯罪行為と因果関係がある場合でも、埋葬料（費）は支給されるか？ 76
- Q 74 埋葬料と埋葬費はどう違うのか？ 77
- Q 75 死産の場合、家族埋葬料は支給されるか？ 77
- Q 76 保険給付の受給者が死亡し、まだ支払われない保険給付は、誰が受給できるのか？ 78

10 出産に関する給付

- Q 77 健康保険での出産とは？ 79
- Q 78 出産育児一時金・家族出産育児一時金の直接支払制度とは？ 80

- Q 79 双児を出産した場合、出産育児一時金と出産手当金の額は？
81
- Q 80 人工妊娠中絶の場合にも保険給付が受けられるのか？ 82
- Q 81 被保険者が出産中に死亡した場合、出産育児一時金・出産手当金は支給されるのか？ 83
- Q 82 出産前に請求した出産手当金は、出産予定日と出産の日がずれた場合、どうなるのか？ 83
- Q 83 出産手当金受給中に家事従事をするとう支給されないのか？
84

11 資格喪失後の給付

- Q 84 退職後に傷病手当金を受けられるか？ 86
- Q 85 退職しても出産手当金を受けられるか？ 87
- Q 86 退職後でも、出産育児一時金は受けられるか？ 88
- Q 87 資格喪失後に傷病手当金・出産手当金を受けていた者が死亡した場合、埋葬料は支給されるか？ 89

12 給付制限

- Q 88 自殺未遂の場合に健康保険からの給付があるか？ 90
- Q 89 自動車の無免許運転による事故での治療は給付が受けられるか？ 91
- Q 90 飲酒運転による事故での治療は給付が受けられるか？ 92
- Q 91 第三者行為による事故と保険給付の関係は？ 92

13 保 険 料

- Q 92 傷病手当金から本人負担分の保険料を控除してもよいか？ 95

- Q 93 40歳になった者の健康保険の保険料額はどのように計算されるのか？ 96
- Q 94 同一月内に二度転職した場合の保険料はどうか？ 97
- Q 95 標準賞与額に係る保険料はどのように計算されるのか？ 98
- Q 96 2以上の事業所に勤務する被保険者の保険料の事業主負担分はどうか？ 99
- Q 97 資格取得年月日に誤りがあった場合、さかのぼり分の保険料を控除してもよいか？ 100
- Q 98 月末退職者の保険料は、どのように控除すればよいか？ 101
- Q 99 産前産後休業期間中の保険料は免除されないのか？ 102
- Q 100 育児休業期間中の保険料の免除はいつからいつまでか？ 103
- Q 101 協会けんぽの保険料率はどのように決められるのか？ 105

14 その他の事項

- Q 102 社会保険審査官等に審査請求ができる者は誰か？ 107
- Q 103 審査請求ができる事項は何か？ 107
- Q 104 保険給付を受ける権利の消滅時効は何年か？ 108

15 健康保険組合関係

- Q 105 健康保険組合と全国健康保険協会（協会けんぽ）との違いは何か？ 109
- Q 106 健康保険組合の事業はどのように運営されているか？ 110
- Q 107 健康保険組合が解散するとどうなるか？ 111

第 2 編 健康保険法（日雇特例被保険者関係）

① 日雇特例被保険者の資格取得

- Q 108 6 カ月～9 カ月間のみ雇用する場合、日雇特例被保険者になるのか？ 114
- Q 109 日雇労働者が適用除外になる場合とは？ 115
- Q 110 保険料の納付と保険料額は？ 117
- Q 111 1 日において 2 カ所の事業所に勤務した場合の保険料納付は 2 回か？ 119
- Q 112 加入させなければならない日雇特例被保険者を放置した場合はどうなるか？ 119
- Q 113 日雇特例被保険者の適用事業所とは？ 120
- Q 114 午前 0 時をはさんで連続勤務した場合、勤務日数は何日か？ 121

② 保険給付

- Q 115 手帳交付されて 6 カ月足らずの場合、受けられる給付はあるか？ 122
- Q 116 治療を受けるに当たり、給付期間に制限はあるのか？ 124
- Q 117 療養の給付を受けるためにはどのような手続が必要か？ 125
- Q 118 日雇特例被保険者と一般の被保険者とでは療養の給付の内容に違いはあるか？ 125
- Q 119 傷病手当金の受給要件と支給額は？ 126

第3編 厚生年金保険法

① 日本年金機構

- Q 120 日本年金機構とは 130
- Q 121 被用者年金一元化による被保険者の種別 131
- Q 122 マイナンバー制度 132
- Q 123 年金分野のマイナンバー利用 132
- Q 124 マイナンバー未収録の厚生年金保険被保険者 133
- Q 125 マイナンバーによる届出と様式変更 134
- Q 126 「ねんきんネット」と「マイナポータル」 135

② 被保険者の資格

- Q 127 被保険者の資格 136
- Q 128 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大 138
- Q 129 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大の適用単位 140
- Q 130 特定適用事業所の不該当 141
- Q 131 5人以上の従業員を雇用する土業の個人事業所の厚生年金保険 142
- Q 132 育児休業等の保険料免除 143
- Q 133 社会保障協定 144

③ 被保険者期間の計算

- Q 134 被保険者期間の計算方法 146

4 保険給付

- Q 135 給付を受ける手続 149
 - Q 136 年金の支払方法 150
 - Q 137 年金額の端数処理 151
 - Q 138 未支給の保険給付 152
 - Q 139 厚生年金保険の脱退一時金 153
-

5 時 効

- Q 140 年金の消滅時効 155
-

6 老齢厚生年金

- Q 141 老齢厚生年金の支給要件 157
- Q 142 60歳から支給される老齢厚生年金 158
- Q 143 老齢年金受給資格期間25年から10年に短縮 159
- Q 144 老齢年金受給資格期間10年に短縮と合算対象期間 160
- Q 145 在職中に受ける老齢厚生年金 161
- Q 146 70歳到達時の被保険者等の届出 163
- Q 147 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大と長期加入者・障害者特例 164
- Q 148 雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整 165
- Q 149 雇用保険の基本手当との調整 166
- Q 150 老齢厚生年金の額と計算方法 168
- Q 151 老齢厚生年金の額の改定 178
- Q 152 加給年金額がもらえる場合 179
- Q 153 老齢厚生年金を遺族が請求する場合 184
- Q 154 老齢厚生年金の支給の繰下げ 185
- Q 155 老齢厚生年金の支給の繰下げと加給年金 186

Q 156 老齢厚生年金の受給権者の手続 187

7 障害厚生年金

- Q 157 障害厚生年金の受給要件 190
- Q 158 障害の程度の等級区分 191
- Q 159 障害厚生年金の受給資格と期間の通算 192
- Q 160 初診日が65歳以後にある障害厚生年金 193
- Q 161 2つ以上の障害厚生年金の受給権の調整 194
- Q 162 障害厚生年金の額の計算 195
- Q 163 障害認定日以後の厚生年金保険被保険者期間 197
- Q 164 障害厚生年金の改定請求 198
- Q 165 障害厚生年金の受給期間と消滅事由 199
- Q 166 障害認定後に傷病が重くなった場合 200
- Q 167 障害厚生年金と傷病手当金との併給 200
-

8 障害手当金

- Q 168 障害手当金の受給要件 202
- Q 169 障害手当金の目的 203
- Q 170 障害厚生年金の併合改定と障害手当金 203
- Q 171 障害手当金の額の計算 204
-

9 遺族厚生年金

- Q 172 遺族厚生年金の目的 205
- Q 173 遺族厚生年金の支給要件 205
- Q 174 受給資格期間短縮と遺族厚生年金の受給要件 207
- Q 175 障害厚生年金の受給権者が死亡したときの遺族厚生年金の支給
208

- Q 176 遺族厚生年金を受給できる遺族の範囲 208
- Q 177 夫が妻の遺族厚生年金を受けられる場合 210
- Q 178 遺族厚生年金の額の計算 210
- Q 179 労働基準法の遺族補償と厚生年金保険の遺族厚生年金 212
- Q 180 支給停止と遺族厚生年金裁定請求 213
- Q 181 損害賠償金の受領と遺族厚生年金の支給停止 214
- Q 182 遺族厚生年金の併給調整 215
- Q 183 遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給の調整 215
- Q 184 遺族厚生年金と老齢基礎年金の併給の調整 217
- Q 185 遺族厚生年金の受給権の消滅事由 217
- Q 186 内縁関係の遺族厚生年金受給 219
- Q 187 遺族厚生年金受給の優先順位 219
- Q 188 配偶者の再婚と子どもの遺族厚生年金受給権 220
- Q 189 養父母の遺族厚生年金受給権 221
- Q 190 死亡当時胎児であった子の遺族厚生年金 221
- Q 191 遺族厚生年金受給権者と先順位者の出現 222
- Q 192 遺族厚生年金受給権者の養子縁組 222
- Q 193 死亡の推定と遺族厚生年金の支給 223
- Q 194 死亡とみなされた場合の遺族厚生年金の支給 224

10 離婚時の厚生年金の分割

- Q 195 離婚時の厚生年金の分割の仕組み 225
- Q 196 離婚時の厚生年金の分割の効果 226
- Q 197 事実婚の取扱い 226
- Q 198 複数の婚姻期間がある場合の離婚分割 227
- Q 199 按分割合 228
- Q 200 年金分割の合意書と代理人 229

11 第3号被保険者期間における厚生年金の分割

- Q 201 第3号分割の仕組み 231
- Q 202 具体的な分割方法 232
- Q 203 年金額の改定 233
- Q 204 第3号分割と離婚分割との関係 233

第4編 国民年金法

1 被保険者の資格

- Q 205 被保険者 236
- Q 206 加入の手続 237
- Q 207 基礎年金番号通知書 238
- Q 208 マイナンバー制度 238
- Q 209 被保険者と各種の給付 239
- Q 210 第3号被保険者の国民年金への加入と保険料 240
- Q 211 第3号被保険者の加入要件 240
- Q 212 第3号被保険者の届出の特例 241
- Q 213 第3号被保険者期間の特例 242
- Q 214 国民年金の被保険者の種別 244

2 保険料

- Q 215 保険料の免除 245
- Q 216 国民年金保険料の支払い方法・前納 248
- Q 217 学生納付特例制度 249
- Q 218 失業等による特例免除 250
- Q 219 配偶者のDV被害による特例免除 250

- Q 220 未婚のひとり親等の保険料免除 251
- Q 221 産前産後期間の国民年金保険料の免除制度 253
- Q 222 産前産後の国民年金保険料免除期間中の付加保険料 254
- Q 223 産前産後期間の国民年金保険料免除とその他の免除・猶予
254

③ 保険給付

- Q 224 受給権の発生と請求手続 256
- Q 225 年金受給権者の氏名変更 257
- Q 226 国民年金の脱退一時金 258

④ 老齢基礎年金

- Q 227 老齢基礎年金の支給要件と年金額 260
- Q 228 年金額の改定 266
- Q 229 老齢基礎年金の受給資格の取得と脱退 267
- Q 230 厚生年金保険の老齢厚生年金と国民年金の老齢基礎年金の併給
268
- Q 231 老齢年金生活者支援給付金 269
- Q 232 給与収入がある場合の老齢年金生活者支援給付金 271

⑤ 障害基礎年金

- Q 233 障害基礎年金の支給要件と年金額 272
- Q 234 障害基礎年金の失権・年金額の改定請求 273
- Q 235 20歳前傷病による障害基礎年金 274
- Q 236 離婚に伴う障害基礎年金の子の加算 275
- Q 237 児童扶養手当と障害基礎年金等の併給調整 276
- Q 238 特別障害給付金 277

- Q 239 障害年金生活者支援給付金 279
Q 240 障害基礎年金と傷病手当金の併給 280

6 遺族基礎年金

- Q 241 遺族基礎年金の支給要件と年金額 281
Q 242 遺族年金生活者支援給付金 282

7 国民年金基金関係

- Q 243 制度の目的 284
Q 244 年金の種類と掛金 285
Q 245 年金のモデル 286
Q 246 遺族一時金 293
Q 247 中途脱退の給付 293
Q 248 掛金などの税法上の取扱い 294
Q 249 iDeCoと国民年金基金 294

第5編 高齢者の医療の確保に関する法律

- Q 250 後期高齢者医療制度とはどんな制度か？ 298
Q 251 加入の手続きは必要か？ 300
Q 252 後期高齢者医療制度の保険医療機関等での負担はどのように決められているか？ 301
Q 253 高額療養費および高額介護合算療養費の自己負担限度額はどのように計算されるか？ 303
Q 254 傷病手当金を受けていた者が75歳になると受けられなくなるか？ 305
Q 255 後期高齢者医療制度の費用はどこが賄っているのか？ 305

- Q256 後期高齢者医療制度の保険料はどのように決められるのか？
306

第6編 介護保険法

- Q257 制度の概要は？ 310
Q258 要介護・要支援の認定はどのように行われるか？ 312
Q259 介護保険の保険給付にはどのようなものがあるか？ 313
Q260 介護保険の保険料の算定基準，納付方法は？ 314

1 事業所の適用等

Q1

「協会けんぽ」とは？

「協会けんぽ」という組織について、現在、健康保険の運営はどのようにしているのか教えてください。

A 現行の健康保険法に基づく適用業務、保険給付および保険料の徴収等の運営を行っている保険者は、全国健康保険協会（全国健康保険協会管掌健康保険）と健康保険組合（組合管掌健康保険）です。

健康保険組合については後述しますので、ここでの説明は省きます。

法律改正により、平成20年10月に、従前の政府管掌健康保険が全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という）に改変されました。

協会けんぽの組織は、東京都に本部、各都道府県に1つずつ支部が置かれています。本部には運営委員会、支部には評議会が設置され、事業主および被保険者の意見に基づく自主自立の運営が行われています。

保険給付や保健事業の内容については、法律改正以前と同様ですが、各種の申請書および届出書の提出先が、次のようになっています。

〈協会けんぽの都道府県支部に提出〉

- 保険給付関係（各種保険給付の申請書）
- 任意継続被保険者関係（資格得喪申出書・被扶養者届・住所変更届等）
- 被保険者証再交付申請書
- 高齢受給者証再交付申請書

- 保健事業関係（特定健康診査等）
- 福祉事業関係

〈日本年金機構の年金事務所に提出〉

- 事業所関係（新規適用届・事業所関係変更届等）
- 被保険者資格関係（資格取得届・資格喪失届・被扶養者（異動）届・報酬月額変更届・報酬月額算定基礎届・賞与支払届等）
- 事業所の保険料納付関係（保険料口座振替納付（変更）申出書）

保険料計算をするための保険料率については、支部被保険者（各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者および当該都道府県に居住する任意継続被保険者）を単位に決められます。そのうち一般保険料率は、1000分の30から1000分の130までの範囲で都道府県単位保険料率として協会が決定します。

なお、詳細については、管轄の日本年金機構の年金事務所（以下「年金事務所」という）および協会けんぽの都道府県支部にお問い合わせください。

Q2

厚生年金保険には加入せず、健康保険のみの加入は可能か？

健康保険だけ適用を受け、厚生年金保険に入らないことができますか。

A

事業所の強制適用事業所については健保法第3条第3項に、厚年法には第6条第1項に、また任意適用事業所については健保法第31条、厚年法第6条第3項に表現の仕方に違いはありますがそれぞれ同じ内容の規定があり、その事業所に使用される者を被保険者とする旨定めています。

しかしながら、任意適用事業所は従業員の2分の1以上の同意と厚生労働大臣の認可(日本年金機構に委任)により適用されるものでありますから、健康保険の適用事業所となることを希望するが厚生年金保険の適用を希望しないこと

も、またはその逆についても選択ができます。したがって、理論的には健康保険の被保険者であるが厚生年金保険の被保険者でないということもあり得ます。

ところで国民は何らかの公的医療保険制度と公的年金制度に加入しなければならないことになっていますので、原則として健康保険と厚生年金保険には一緒に加入することとされます。ただ当該事業所が国民健康保険組合に加入しているときは健保法の適用除外となりますので、特例的に厚生年金保険のみ適用する場合があります。

また、健保法第3条第3項の適用事業所については、原則として片方のみの適用はあり得ないことであり、健康保険の適用を受ける被保険者は厚生年金保険の適用を受ける被保険者（厚生労働省令で定める要件に該当する「70歳以上の使用される者」を含む）でもあるわけです（例外として厚生年金保険では、適用事業所以外の事業所に使用される者が事業主の同意を得て被保険者になれる道が開かれております。これを任意単独被保険者といいます）。

なお、2分の1以上の従業員が健康保険の任意適用を希望していても、事業主が任意適用について申請しない限り（労災保険の場合は過半数、雇用保険では2分の1以上の従業員の希望があると事業主に申請義務があります）、適用を受けられないので、このような事情にあっては、事業主の理解と協力が必要でしょう。

Q3

本社と支社を一括適用とすることができるか？

東京に本社がありますが、埼玉県、千葉県など近県に支店や出張所を有しております。健康保険は本社でまとめて1つの適用事業所としてよろしいでしょうか。

A 健康保険では事業所（事務所・工場・事業場・店舗など）を単位として適用することになっています（昭和18年4月保発905）。しかもその事業所では一定の事業が行われる場所であるという前提にたっています。すなわ